

緑区魅力発信協力店（緑^{みどり}夢^{ゆむ}）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、緑区内の企業や店舗と協力・連携して、緑区の魅力を区内外に広く発信していく緑区魅力発信協力店（緑^{みどり}夢^{ゆむ}）事業について、必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 緑区魅力発信協力店（緑^{みどり}夢^{ゆむ}）（以下「協力店」という。）の登録を申請できる者は、緑区内に事業所、店舗等（以下「店舗等」という。）を有する事業者とする。ただし、次の各号に掲げる業種又は事業者は除く。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- （2）風俗営業類似の業種
- （3）消費者金融
- （4）債権の取立て、示談の引受け等に関する業種
- （5）ギャンブル（宝くじを除く）に関する業種
- （6）投機の商品に関する業種
- （7）たばこに関する業種
- （8）占い、運勢判断に関する業種
- （9）私的な秘密事項の調査に関する業種
- （10）法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- （11）暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- （12）民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- （13）各種法令に違反している事業者
- （14）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- （15）本市の市税を滞納している事業者
- （16）規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- （17）特定商取引に関する法律（昭和51年6月4日法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- （18）法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- （19）不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）に違反しているもの
- （20）インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法

律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 2 号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(21) 前各号に掲げるもののほか、協力店として不適当と認められるもの

(実施方法)

第 3 条 この事業は緑区役所又は関係団体等が作成したチラシ、ポスター等を、協力店が自らの店舗等において配布、掲示するなど緑区の情報発信に協力することにより実施する。

(登録の申請)

第 4 条 協力店として登録を受けようとする者は、緑区魅力発信協力店（緑^{みどりへむ}夢）登録申請書（様式第 1 号）に緑区魅力発信協力店（緑^{みどりへむ}夢）事業確認シート及び宣誓書（様式第 1 号別紙）を添付してさいたま市緑区長（以下「区長」という。）に申請するものとする。

(登録の決定)

第 5 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、登録の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により登録を決定したときは、緑区魅力発信協力店（緑^{みどりへむ}夢）登録決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第 6 条 申請者は、第 4 条の規定により申請した内容を変更し、又は登録を辞退する場合は、緑区魅力発信協力店（緑^{みどりへむ}夢）変更（辞退）届（様式第 3 号）により、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(協力店登録の取消し)

第 7 条 区長は、協力店が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消し、緑区魅力発信協力店（緑^{みどりへむ}夢）登録取消通知書（様式第 4 号）により通知しなければならない。

- (1) 協力店が緑区魅力発信協力店（緑^{みどりへむ}夢）事業確認シート（様式第 1 号別紙）の申請内容に違反する行為を行ったとき。
- (2) 協力店が第 6 条の規定による登録の辞退を届け出たとき。
- (3) 協力店が区外移転又は廃業したとき。
- (4) その他、区長が協力店として不適切と判断したとき。

(協力店の公表)

第 8 条 区長は、協力店の登録を行ったときは、インターネットを利用する方法等により速やかに公表するものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年９月１２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年３月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年３月４日から施行する。